

公益財団法人日本オリンピック委員会 オリンピック・ムーブメント事業本部規程

第1条 この規程は、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「本会」という。）定款（以下次条において「定款」という。）第40条の規定に基づき、オリンピック・ムーブメント事業本部（以下「本部」という。）に関することを定める。

第2条 本部長は、オリンピック・ムーブメント事業本部の事業を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定める順位に従い、その職務を代行する。

第3条 本部長及び副本部長の任期は理事と同一とする。

第4条 本部には、理事会の決議を経て専門部会を置くことができる。

第5条 専門部会に、部会長1名及び部会員若干名を置く。

2 部会長は、理事会において理事の中から選任する。

3 部会員は、理事会において選任する。

4 部会員のうちには、副部会長若干名を含むことができる。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

第6条 部会長及び部会員の任期は理事と同一とする。

第7条 部会長は、専門部会を招集して、その議長となる。

2 会長及び業務執行理事は、専門部会に出席して意見を述べることができる。

3 部会長が必要と認めたときは、専門部会にオブザーバーの出席を求め、その意見を聴取することができる。

第8条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

1 この規程は、平成29年7月4日から施行する。

2 この規程は、平成29年9月5日から施行する。

3 この規程は、令和3年10月7日から施行する。